

第7章 捨て子と乳からみた「家」といのち

沢山 美果子（岡山大学）

【要旨】

本章では、捨て子と乳に焦点を当て、近世の「家」といのちの問題に接近する。その意図は、近世社会の出生抑制の諸相を、墮胎・間きだけでなく、捨て子も視野に入れ、赤子の命綱であった乳の問題と絡ませつつ探ることにある。近世社会にあって、人々の生存の場である「家」の維持・存続と子どもの出生は、危ういバランスのなかにあった。「家」を維持・存続させるには、「家」を継ぐ子どもの存在は不可欠だが、多すぎる子どもは、「家」の維持・存続を危うくさせる存在でもあったからである。出生抑制を巡っては、今まで、墮胎・間引きに焦点があてられることが多かったが、本章では、出生以後の子どもに対する捨て子という選択に焦点をあてる。そのことは、「いのち」という視点から近世の人々の生存戦略を探ることを意味する。と同時に、人々の生存のあり方を示す人口というマクロな領域と「いのち」というミクロな領域の絡まり合いの一端を探ることにもつながる。

キーワード 捨て子、乳、生類憐み令、墮胎、間引き、「家」、出生抑制

はじめに

近世の出生制限に関する従来の研究では、出生制限の手段は、東国と西国では異なっており、東国では墮胎・間引き、西国では関西を中心に捨て子と捉えられてきた。その理由は、間引きという直接的な人口制限法が普及した農村では、捨て子の必要がなく、捨て子は都市の問題であることに求められたためである（碓井 1957）。また墮胎・間引きと捨て子は、出生制限という、その動機からしても、また捨て子の多くは死に至ったという、その結果においても共通する性格を持つとされてきた（碓井 1957、関山 1985）。さらに、高橋梵仙に代表される墮胎・間引き研究では、農村では母親の労働力重視から間引きが、他方、墮胎は都市に多く、不義密通による妊娠を隠すためや未婚女性を選び取ったものとされてきた（高橋 1955）。

しかし、これらは、主に、墮胎・間引き、捨て子を批判する幕府や藩の法令、そして知識人の見解や間引き教諭書に沿った理解であり、必ずしも、墮胎・間引き、捨て子を巡る各地域の一次史料に即して実証的に明らかにされたわけではなかった。墮胎や捨て子は都市に多く、間引きは農村に多いという根拠は、墮胎・間引きに熱心に取り組んだのは藩の方であり、幕府は捨て子禁令はしばしば発したものの、間引き禁令は、明和4(1767)年に出したのみであることに求められたのである。

その後、とくに2000年代以降、おもに人口減少に悩む諸藩が人口増加のために墮胎・間引き禁止政策の一環として取り組んだ妊娠・出産管理政策のなかで作成された史料群、そして嬰兒のいのちや、女の産む身体への介入による人口把握の糸

口となった幕府の生類憐み令以降に登場する捨て子をめぐるとの史料群を手がかりとした事例研究が蓄積されてきている。そのなかで、近世後期には、既婚の夫婦による出生抑制の方法が、子どものいのちへの感覚の高まりともあいまって間引きより墮胎に変化していったことや、捨て子についても、都市のみならず農村でも、また西国に比べれば少ないとはいえ、東国の農村にも見られることが実証的に明らかにされつつある（沢山 2006）。のみならず、人々が墮胎・間引き、捨て子という出生抑制のどれを選択したかをめぐって、人々の選択の背後に存在したのいのちへの観念の歴史的变化、出産による母親の死亡率の高さや乳児死亡率の高さといったいのちをめぐる状況と関わらせて考える糸口が切り拓かれつつある。

そこで本章では、捨て子と乳に焦点をあて、生類憐み令が出された元禄期から弘化期という17世紀末から19世紀前半までの、江戸、そして仙台藩、岡山藩、津山藩の捨て子事例を対象に、東国と西国といった地域的違いにも留意しつつ、捨て子という人々の選択が持った意味を、いのちをめぐる観念や人々の生きる場である「家」との関りで探る。

1 生類憐み令と捨て子禁令

1.1 生類憐み令と捨て子

近世の捨て子研究の先鞭をつけたのは、生類憐み令の重要な局面として捨て子取締りを扱った塚本学（塚本 1983）、そして捨て子禁令を受け止めた近世京都の町のありかたを検討した菅原憲二（菅原 1985）である。両者の研究は、その

後、日本近世の捨て子研究が展開していく重要な契機となった。

徳川綱吉が貞享4(1687)年正月に発した生類憐み令は、生産年齢にある男性を中心とする「ひと」からみでの「生類」を対象とするものであり、犬などの動物だけでなく捨て子も「憐み」の対象とされた。さらに同年4月には、捨て子があった場の者が、介抱・養育し、望む者があれば養子にするようにとの幕法が出され、捨て子養育は、藩、町、村という重層する場での捨て子救済システムのなかでなされることとなる(倉地 2008)。

捨て子禁令は、元禄期に入ってさらに強化される。元禄3(1690)年10月には単独の捨て子禁令が出され、養育困難の際に、奉公人はその主人、御料は代官・手代、私領は名主・五人組に届けよと、捨て子の届け先が規定される。さらに元禄8、9(1695、1696)年令では、大家・地主が店借・地借の妊婦・乳児を帳面に記し、出産・流産・3歳までに死んだ場合や他所に遣わす時は届け出ることを命じている。こうした捨て子禁令の強化は、17世紀に急激に発展した都市において捨て子が無視できないほど増加したことの反映(菅原1985)でもあった。

捨て子を生みだす層として、幕府が問題視したのは、幕令の表現によれば「身軀かろき」町人、「地借り店借り之者」「奉公人」などの都市下層民であった。また届け出が3歳までとされたことは、捨て子の多くが乳幼児であったことを示す。この幕令は、都市下層民の乳児の管理を通じての人別把握、人口の把握、女の身体を介した子どものいのちと人口への介入の始まりでもあった。その後、こうした人口といのちへの介入策は、東北、北関東などの人口減少地域の諸藩による人口増加のための墮胎・間引き禁止を意図した妊娠・出産管理政策に引き継がれていく(沢山 2006)。

さて、捨て子禁令を契機とする処罰の強化は、処罰事例からも見て取れる。『御仕置裁許帳』(石井良助編 1959)には、捨て子による処罰事例が天和3(1683)年9月から元禄10(1697)年閏2月まで17件あるが、そのうちの14件は貞享4(1687)年以降の処罰事例である。処罰の内訳は、他人から養育を委ねられた捨て子を捨てた養育料稼ぎの捨て子が11件、捨て子を見付けながらその保護を疎かにした番人の処分が3件、実子捨ての事例が3件である。

処罰例では、養育料稼ぎの捨て子への処罰は重く、獄門、磔とされた。他方、実子捨ての処罰は軽く、赦免、牢死となっている。実子捨ての処罰が軽かった背景には、近世に流布した「子を捨てる藪はあれと身を捨てるやふはなき」という諺が示すように、生活難のためになされる捨て子に対しては、自分も子どもも生き延びるためのやむない選択として許容する社会的背景があった。養育料稼ぎの捨て子は、捨て子に添えられる養育料を生活の糧とする人々の存在を物語る。その多くは、

店借の都市下層民であった。興味深いのは、養育料を添えた捨て子を貰い受けながらも捨てた者たちが、「往還に置けば拾うものもいるだろう」と往還に捨てた、屋敷の門の下に捨てたが、捨て子は、その辺の屋敷で介抱してくれたと聞いていると申し立てている点である。捨て子禁令は、捨て子が拾われる可能性を生み出したが、そのことが逆に捨て子を生むという矛盾を孕んでいた。

処罰事例の半数以上の9件は「当歳」、つまり一歳未満の乳児である。実子捨て3件のうち2件も、当歳の赤子を捨てた事例だが、乳児を抱えては働けない都市下層民が、女房が乳持ち奉公に出るなど奉公に出たために捨てている。乳は赤子の命綱であったがゆえに、自らの身体から出る乳を資本に生活の糧を得る乳持ち奉公人を生み出すとともに、そのことが捨て子を生むという矛盾を孕んでいた(沢山 2017)。

1.2 元禄期の京都・江戸の捨て子

捨て子禁令が出された元禄期の捨て子史料が残存するのは江戸、京都である。貞享4(1687)年2月から6月、元文元(1736)年、同4年、延享元(1744)年の京都の捨て子事例を検討した菅原憲二(菅原 1985)は、「これら捨て子のほとんど全てが生後間もない嬰兒であったが、生類憐み政策以前は嬰兒に対する関心がほとんどない」(菅原 1994)と、生類憐み政策は、幕府が初めて「嬰兒」に着目した点で大きな画期となったことを指摘している。

京都の場合、捨て子が養子に決まるまでの養育費、養子先を探すための費用、捨て子を養子に出すための持参金(添え金)は、すべて町の費用、持ち出しであった。菅原は、こうした捨て子養子制度の定着・展開が、18世紀に入って、捨て子を減少させるどころか増加させる要因となり、町人負担を増大させたこと、また、捨て子養子制度の背後に、「家」存続への願いと子どもの養育の矛盾が孕まれていたとする。「家」の継続の条件の一つは子孫に恵まれることだが、子どものない場合、下層民には養子を迎える手段も養育料もなく、他方、貧窮な階層ほど子どもは貴重な家内労働力であり、子どもを多く必要とするが、子どもが多すぎた場合は養育困難になる。この矛盾を解消する手段の一つが、捨て子養子だったというのである。

この指摘は重要である。「家」が単位となる近世社会にあっては「家」の維持・存続は重要な課題であり、子どもは「家」を繋ぐ要であるが、同時に、子どもの多さは「家」にとっては養育費を増大させる経済的負担であり、「家」の維持・存続を困難にする要因でもあった。近世の「家」と子どもを育てることの選択は、このようなせめぎ合いのもとに置かれていたことに注意する必要がある。

元禄期の江戸でも、京都と同様な傾向がみられる。そのことがみて取れるのは、江戸町人地の中核部分を占める南伝馬町（現、東京都中央区京橋1～3丁目）の「南伝馬町名主高野家日記言上之控」（東京都編 1994）である。江戸の市中行政を担う町奉行所にとってもっとも重視された文書の一つ「言上御帳」は、町々からのさまざまな報告や申し出を町奉行所が正式に受理したことを記載し証明する重要な書類である。しかし現存しない。そうしたなかで、「日記言上之控」は、控の原本が残った稀な例である（吉田 2015）。ここには、元禄13（1700）年から宝永7（1710）年まで12件の捨て子事例が記載されている。

そのうちの67%にあたる8例は当歳。なかには、生後3、40日、生後5、60日の産まれて間もない赤子も含まれる。捨てられた場所は、75%にあたる9件が家の前、しかも、そのうちの6件が町屋敷を持つ家主（家持）の家の前である。では、貰人とはいうと、いずれも近隣の町の借家人であり、うち二人は、「実子を亡くし妻に乳あり」、「妻に乳あり」と記されている。捨て子には、金1両3分から3両までの添え金が付けられたが、貰人が決まるまでの日数は短く4日から28日となっている。京都同様、江戸の場合も町屋敷を持つ町人が捨て子を近隣の借家人へ斡旋したことが、貰人決定の迅速化をもたらしたと言えよう。そのことはまた、捨て子のいのちの保障にもつながったと思われる。当歳の捨て子事例8件のうち、発見されてすぐ死んだ一人を除き、「日記言上之控」には、その死の記録はない。

1.3 元禄期以降の江戸の捨て子

元禄期以降になると、こうした状況は、変化をみせる。そのことがみて取れるのが、『旧幕府引継書』に収められている「記事条例」の「捨子訴之部」「記事条例追加 捨子迷子訴之部」（国立国会図書館蔵）である。ここには、現存しない言上帳に記載された、宝暦4（1754）年から弘化2（1845）年まで60件の捨て子事例や、町奉行所への「伺」に対する「下知」などが、そのまま記載されている。しかし、これらは、後に利用する際の便宜に供するために整理し編集されたものであるため、江戸の捨て子の実態をそのまま映し出したものとは言えない。しかし、そこに記された「捨子」の届け出からは、捨て子のおおよその傾向や、元禄期以降の捨て子の歴史的变化がうかがえる。

60件のうち貰人が分かる事例は21件あり、そのうち17件には、貰り受けた理由が記されている。17件のうち9件は生まれた子どもが死に乳が沢山ある、4件は乳が沢山あり、と、全体の76%にあたる13件は、乳があることを理由に挙げている。捨て子を貰り受けるうえで赤子の命綱である乳が「沢山」あることは重要な条件であった。また捨て子を貰う理由は、「家」を継ぐ子

もを得ることにあった。貰人9人のうち実子がいない、養女にしたいとした5人のうち2人は「家主」、残りは借家人で茶漬渡世や琴指南もいる。琴指南は盲目の捨て子を貰り受けている。都市部から離れた百姓が貰った事例も一件ある。

18世紀半ばから19世紀半ばまでの「記事条例」の捨て子事例で注目したいことは、「不便」、ふびん、つまり可哀そうという捨て子、迷子への感情が記されるようになっていくことである。天保5（1834）年に盲目の男子の捨て子を貰り受けた琴指南は、実子もなく、盲目の子どもは「不便」なので貰り受けたいと申し出ている。そのほかにも、捨て子、迷子を「不便」とする子どものいのちを重視する言葉が史料に登場してくる。

さらに「記事条例」の捨て子事例で注目したいことは、時代が下るに従い、元禄期のような豊かな家の門前に捨てる捨て子ではなく、往還、辻番廻り場、さらには「湯屋」や餅屋、古着屋、茶漬屋、茶見世などへの置き捨てが見られるようになる点である。往還は、「公共的なもので身分の分かちなく世間の人々が通行」（氏家 1988）する場、辻番廻り場も「公共空間の地所」（岩淵 2004）であり、言い換えれば様々な人が行きかう公共空間であった。また湯屋や店への置き捨ては、互いを見知ることのない疎遠な人間関係にある都市特有の捨て子でもあった。

「記事条例」をみる限り、捨て子への添え金の記述はない。幕府から捨て子の養育料が支給された形跡はみられず、捨て子に添えられた衣類や金子が養育料として用いられている。寛政3（1791）年に往還に捨てられた当歳の男の捨て子事例では、母親が出産後、赤子を産んで死に、父親の実父も大病になり生活が困窮してしまったので捨てる、「此壺分にてよろしくねかひ上候」と記した書付と金子が添えられていた。「壺分」とは、一分銀＝南鐐二朱銀であるが、貧しい階層とみられる親が金品を添えている。それは、明らかに捨て子のその後をおもんばかってのことだろう。

「記事条例」の捨て子事例に添え金の記述がないことが実態を示しているかどうかは不明である。しかし、少なくとも、この事例からは、養育に必要な金子を添えた親の心情が窺える。

このように、捨てられた場での養育を命じる生類憐み令と捨て子禁令のもとで、捨て子は、拾われることを前提とした、世間という公共空間に子どもの未来を委ねる行為へと変容していく（倉地 2008）。生類憐み令は、綱吉の死後廃止されるが、幕府による捨て子禁令は綱吉の死後も繰り返し出され、捨て子禁止は江戸時代を通じて堅持され、諸藩も多くはこれになっている。

もっとも、捨て子養育のありかたは、地域のありかたにかかっていた。というのも、幕府は、綱吉の死後も、捨て子を「不届」とする捨て子禁令は維持したものの、捨て子の養育については各地域に委ね、具体的な救済策は取らなかったからで

ある。しかし、捨て子を巡る「それぞれの場所や地域における制度の違いや、その特色までは研究の射程が及んでいないのが目下のところの研究水準」(坂本 2021)であることは確かである。さらに制度のみならず、地域ごとの捨て子養育の実態の解明も、これからの課題である。そこで本章では、一次史料をもとに今まで明らかになったことを手がかりに、大きな見取り図を示すことにしたい。

2. 間引き教諭書にみる墮胎・間引き、捨て子

2.1 二つの間引き教諭書

捨て子は、当初は、江戸、京都、大坂などおもに三都、あるいは都市に多くみられる現象であったが、次第に農村部にも広がっていったことについては、間引き教諭書でも指摘されている。

間引き教諭書のなかには、墮胎・間引きとともに捨て子を取り上げたものがある。その一つが、美作国久世の代官となった早川正紀が、寛政 11 (1797) 年に著し、農民教化のテキストとして使用させた教諭書『久世条教』の一条、墮胎・間引き、捨て子を戒めた「洗子を禁ず」である。もう一つは、出雲国安城徳応寺の僧侶、橘義天が「辺地の貧民の悪風である墮胎・間引きを戒めるために作り」、文久元 (1861) 年に京都で刊行された『捨子教戒の謡』(山住・中江 1976) である。では、幕府の捨て子禁令から、およそ 100 年後に出された『久世条教』、160 年後に出された『捨子教戒の謡』は、墮胎・間引きと捨て子の関係を、どのように捉えているのだろうか。

『久世条教』の「洗子」には「せんし」とともに「こをまびく」との振り仮名がふられており、「洗子」とは、間引いた赤子を川に流す間引き習俗にもとづく用語であることがみて取れる。「洗子を禁ず」は、次のような注目すべき一文から始まる。

この美作の人はむかしより習わしとして間引きと唱えわが子を殺す事いかなる心ぞや。天地の道に背きたる仕事なり。すべて繁華の処にては捨子という事あり。

冒頭の一文からは「むかしより習わしとして間引き」を行う美作の人々は、教諭が記された 18 世紀末には「捨子という事」を知らなかったこと、捨て子は「繁華の処」、言い換えれば都市の問題であったとの認識がみてとれる。さらに、捨て子の原因や捨て子をする親の意識について、捨て子は「今日を暮らしかぬるもの」が「是非なく捨つ」とあり、捨て子の原因は貧困にあり、やむなく捨てるのだとある。また、そうした親の心情は、人に見付けてもらえる「人の門」に、捨て子を「ざる籠」に入れ、「古布」に入れて捨てるという捨

て方からもうかがえるとする。籠に入れ、布に包みという記述は、捨て子の多くが乳児であったことをも物語る。

さらに、墮胎・間引きと捨て子の関係については、こうした捨て子ですら「不届きに付御仕置に逢うもの間々これある」のだから「わが子を殺す」間引きは、「言語道断の悪事」とする。ここでは、人に「取り上」げられることを期待して捨てる、言い換えれば、自分で養育できない子を他者に委ねる捨て子と、「子を殺す」間引きとは、明確に区別され、墮胎・間引きの罪は、捨て子の罪よりはるかに重いとされる。

では、『捨子教戒の謡』では、墮胎・間引きと捨て子の関係は、どのように捉えられていたのだろうか。この教諭書は、書名に「捨子」を冠しているように、冒頭の部分に元禄 3 (1690) 年 10 月に出された捨て子禁令「捨子御制禁」が掲げられ⁽¹⁾、墮胎・間引きのみならず捨て子を意識した教諭がなされる。その本文は、次の一文から始まる。

世に哀れなる挙動は 片田舎なる風俗とて
その身貧しき世渡りに 生まれくる子を悉く
育てん事のならぬ故 不便ながらも捨てにき
と いえば一おう理の 有るに似たれどさに
あらで 無慈悲なりける限りなり

そして、「これは殺せる事ならず 産み落としたりたるその儘を 人にそだててもらわんと 古着や綿に裏み巻き 余所の軒場や辻中に 捨て置ける」捨て子でさえ「誠めたまう御厳命」なのだ。幕府の捨て子禁令をあげ、まして子を殺す墮胎・間引きは悪とする。

2.2 墮胎・間引きと捨て子の関係

二つの間引き教諭書を並べると、墮胎・間引き、捨て子の関係について、二つの事がみえてくる。一つは、早川代官が『久世条教』をあらわした 18 世紀末には、捨て子は、農村の人々には馴染みのない都市の出来事であったが、19 世紀半ば以降には、農村でもみられる出来事になっていた点である。二つは、墮胎・間引きと捨て子は、どちらも子を捨てる行為であり罪であるが、前者は、子を殺す行為であるのに対し、後者は、他人に養育を託す行為として、明確に区別されている点である。

人々の墮胎・間引き、捨て子の教諭を意図して書かれた教諭書は、人々の現実との接点を持たなければ、教諭の効果が発揮できなかった。そのことを考えれば、教諭書に描かれた墮胎・間引き、捨て子の様相は、ある程度、親たちの置かれた現実を反映していた可能性がある。実際、近世後期には農村部での捨て子史料もみられるようになる(三木 2002)。また、間引教諭書のなかで、墮胎・間引きと捨て子は、いのちを奪うか否かと

いう点で一線を画するものの、いずれも出生抑制の手段として捉えられていたことも興味深い。とりわけ、京都で刊行された『捨子教戒の謡』の冒頭に捨て禁令が記されことは、その書名とも相まって、捨て子が都市の大きな問題となっていたことを物語る。

このように、近世後期には、都市のみならず農村でも、また飢饉などの非常時のみならず平常時にも捨て子がみられるようになる。その背景には、人々のなかに「家」の維持・存続への願いが強まり、「家」を繋ぐ子どものいのちが重視され、墮胎・間引きがはばかられるなかで、子どものいのちを他者に委ねる捨て子が、「家」の維持・存続と子どものいのちとの間に生まれる矛盾を解消する出生抑制の手段となっていくという歴史的变化を辿ることができるのではないだろうか。

3. 墮胎、間引きから捨て子へ

3.1 仙台藩の捨て子

墮胎・間引き禁止のための妊娠・出産管理政策を行った仙台藩の赤子養育仕法のなかにも、19世紀半ば以降、捨て子を巡る記述が現れてくる。天候不順のため凶作に見舞われた天保4(1833)年の翌年、天保5(1834)年3月、仙台藩から法令が出される。法令には、昨年、今年と出生の者が増えるとともに捨て子もみられ、捨て子にまで養育料を与えたのでは、とても間に合わないこと、赤子養育と捨て子養育では性格が異なるので、捨て子について、以後は、「貧民救助方」のほうで吟味するとある(沢山 2006)。

赤子養育仕法では、村共同体を基盤とした妊娠・出産の管理に重点が置かれ、赤子養育料支給という生後の子育てへの財政的基盤は貧弱であった。養育料支給は、「貧民救助」ではなく、農民たちに養育料を支給することで子育てへの自助努力を促し、墮胎・間引きを防ぐ教諭的意味を持たされていたのである。法令では、昨年、今年出生とみえる捨て子があつたなら届け出るよう述べたうえで、昨年、今年出生とみえる捨て子の多さ、しかも、なかには他藩の者とみられる捨て子が多いことも指摘している。

この法令は、赤子養育仕法のなかで、厳しい妊娠・出産管理によって出生は増えたものの、凶作時には生活困窮による捨て子の増加を生み、また養育料の支給が他藩からの捨て子の増加をもたらしたことを物語る。赤子養育仕法が墮胎・間引き禁止に一定の効果があつたことは、たとえば農民から取り立てられた赤子制道役が熱心に教諭に努めた仙台藩黒川郡大谷山崎村の人数改め帳「高人数御改牒」からもうかがえる。この村では、文化12(1815)年から文久2(1862)年にかけて、とりわけ女と子どもの数が増加している(宮城県大郷町 1986)。他方で、出生の増加は、墮胎・間引きは免れたものの、捨て子、しかも乳児

の捨て子が増える結果をもたらすという矛盾も孕んでいた。

仙台藩の赤子制道役・弥右衛門が集めたとされる「赤子養育方留」(東北大学法学部法政資料室調査研究資料26)には、間引きのみならず仙台北城下に捨てられた弘化4(1847)年～安政4(1857)年、19世紀半ばの4例の捨て子史料も含まれている。4例は、そのすべてが生後10日から100日未満の生後間もない乳児であり、家中の門前や商家の庇の下に、衣類に包み、手拭をかけるなど、赤子を保護する形で、またこれからの生活に必要な襦袢などの品も添えて捨てられている。

仙台藩では、捨て子が発見された場合、捨て子の身元探しは、広い範囲で行われた。藩は城下周辺の諸郡にも命じて五人組単位で捨てた親を探させ、身元不明の場合は年二両余りの「乳代」を支給することを条件に養育希望者を募った。希望者は借家層であったが、わずかの期間で死亡する場合も少なくなかったという(仙台市 2003)。捨て子に乳を与える捨て子養育のシステムは、いのちを奪う墮胎・間引きよりは、まだ捨て子のほうがましとして、拾われることを期待した捨て子という選択に人々を向かわせたのではないだろうか。

3.2 岡山・津山城下の捨て子

次に、岡山、津山城下の捨て子事例についてみていくことにしよう。津山は、人口減少地域であり、赤子間引き取り締まりがなされた地域である。

岡山城下の捨て子記録は、享和元(1801)年から万延元(1860)年という19世紀初頭から半ば以降の60年間に77件を数える。なかでも捨て子の記録が集中するのは天保期以降であり、天保期から万延元年までのほぼ27年間に全体の97%、75件の捨て子事例が見られる。その内訳をみると、生後一年未満の乳児が60人と、全体の78%をしめ、しかも、そのうちの28%の17人は生後1ヵ月までの新生児で、なかには出生直後、生後1日から2日の赤子の捨て子の事例もある。このことは、天保期、19世紀半ば以降には、親たちが出生抑制の手段として、子どものいのちを奪う墮胎・間引きではなく、捨て子を選択するという、子どものいのちを重視する方向への転換を物語る。

捨て子が発見された場所については、居宅戸口が全体の81%を占め、その2割にあたる15件は、惣年寄、年寄、名主など、町での捨て子養育を担う人々の家の戸口であった。言い換えれば、捨て子を拾って養育先を探す役割を持つ人々の家の戸口に捨てられたのであり、捨て子が生き延びる事への期待が見て取れる。捨て子の所持品129件のうち、41件は捨て子を頼む書付、29件は扇子と鯉節という岡山城下の結納の品であり、捨て子を拾って自分に代わって育ててくれる家への品、そして捨て子を保護する衣類や布団、枕、

襁褓などが添えられている。これらのモノは、捨て子の生存を願っての捨て子であったことの証左でもある。

津山城下の捨て子事例も、天保7(1836)年から天保12(1841)年の天保期に集中してみられる。発見場所が分かる28件のうち14件は、町年寄たちの家の戸口であるが、これらの捨て子が生き延びることを期待しての捨て子であることは、しばしば、赤子の生年月日を記し、養育を頼む書付が添えられていることから明らかになる。書付については、親の生活の苦しさを訴え、慈悲にすがって養育を頼む願いを記すなど、その書式には共通点が見られる。特定の個人を頼んでの捨て子の場合、親の困窮の様を訴え、拾い主の慈悲を願う書付を添えることが、捨て子の作法となっていたのではないだろうか。天保8(1837)年2月23日、城下の御用達商人の表口の石橋の上に捨てられていた生後20日ばかりの女の赤子の場合、書付などが添えられていなかったことが、わざわざ注記されている。

天保8(1837)年4月4日に津山の有力町人の名代の表口の石橋の上に捨てられた生後6カ月の捨て子に添えられた書付には、「世のことわざにて子を捨る藪はあれと身を捨てるやふはなきと伝侍りてなさけなき浮世のために子を捨て我身を立てる親の心そ」という歌が書き添えられていた。歌からは、「子を捨る藪はあれ」という諺が世間に流布するなど、捨て子の背景には、捨て子に許容的な社会があったこと、他方で、捨て子は悪と知りつつ、子を捨てなければ生きていけない、親の苦悩と苦渋の選択として捨て子があったことがみえてくる(沢山 2005)。

では、捨て子たちは、どのような養い親に引き取られたのだろうか。ここでは、捨て子のその後がある程度判明する岡山城下について述べる。岡山城下の場合、養い親のうち身元引受人の家族構成までわかる事例は、77件中12件に限られる。12件のうち7件は、実子がないなど「家」を継ぐために捨て子を貰い受けているが、5件は、養育料目当てと思われる後家や独り者の男である。岡山藩は、幕府が「生類憐み令」を出すより約30年前に、捨て子養育者に褒章を与える措置をとり、幕府の元禄3(1690)年の捨て子禁令以降は、捨て子の養育料や報奨金を支給している。『藩法集』に挙げられた事例をみると、享保期以降、ほぼ、養育料一日米五合宛、養子に引き受けた場合は、添え米三俵が藩から支給されており、岡山藩の捨て子養育は、藩による養育料支給により維持された(妻鹿 1995)。しかし、他方で、そうした措置は、養育料を目的に捨て子を貰い受ける人々をも生み出したものと思われ、捨て子養育は、捨てる側、貰う側の利害の絡まり合うなかにあった。

4. 捨て子と育子院、棄児院構想

ここまで述べてきたことから明らかなように、捨て子の背景に生活の窮乏があることは間違いない。が、だからと言って生活が困窮すれば捨て子をしたというほど単純なものではない。捨て子たちの多くは、家族を形成出来ない人々ではなく、家族を形成したものの、生活の困難や離別、両親のどちらかの病気や死により、やむなく捨てるに至った事例が多い。捨て子の背景には、子どものいのちを守る家族の脆さと、その一方で、子どものいのちを繋ぐことへの願いがあった。近世後期の捨て子事例からは、そのことがうかがえる。しかし、捨て子養育についての財政的支援については、岡山藩や仙台藩のように藩が養育料を支給した藩は、むしろ例外的であり、幕府や藩は消極的であり、財政的負担を負うのは町や村であった。しかし19世紀半ばには、町や村に責任を負わせるだけでは、捨て子養育が機能しない状況も現れ始める。

そのことを象徴するのが、天保期の津山藩の「育子院」構想である。天保期の津山藩では、「引き出附の箆笥の如き箱を附置」き、親たちが「夜分窃に其箱へ入れ置」き捨て子ができるような育子院の構想が出されている。この構想は天保2(1831)年11月に津山藩主となった松平斉民の諮問による。斉民は、墮胎・間引き禁止政策の一つとして「西洋書」で見た「魯西亜の育子院」のようなものが出来るかと諮問したのであった。当時の津山藩では、蘭学者が藩医となっており、ロシア情報は、このあたりからもたらされたと考えられる。寛政・文化年間にロシア使節たちによって送還されたロシア漂流民の情報のなかには「棄児を養育する施設」である「幼院」情報も含まれていたのである。

斉民の育子院についての諮問の背後には、前藩主が行った、人々に養育料を与えたり、墮胎をした者を厳しく吟味したり、妊娠から臨月に至るまで管理する、赤子間引き取り締まりが、墮胎・間引き防止に功を奏していないとの認識があった。また、津山藩では、藩主により、このような諮問がなされるほど、捨て子は重要な問題となっていた。

これに対し、町奉行の馬場簡齋が提出した育子院の構想では、箆笥の様な箱に夜ひそかに捨てられた捨て子は、乳母に養育させるなど、乳をめぐる配慮もなされている。構想によれば、育子院の中央に役人が仕事をする部屋を数部屋、連続する小部屋二つには、乳母を一人か二人置き、その間には7、8畳位の部屋を置き、小児に歯が生えたら蘭方医に相談し乳を止め飲食で育てるため7、8人を老婆に世話させることなどが記されている(沢山 2008)。

育子院の構想で注目したいのは、養育される捨て子が、まだ乳を必要とする乳児として想定されていた点である。墮胎・間引き禁止や妊娠・出産

管理だけでは、墮胎・間引き防止に効果がないとの発想から諮問された育子院構想のなかで、乳を呑む乳児への配慮がなされていたことは、捨て子の多くが乳児であったことの反映と言える。とともに、墮胎・間引きを防ぐには、捨て子という、もう一つの出生抑制の選択肢を人々に用意する必要があると考えられたことを意味するだろう。

構想を提出した町奉行は、捨て子は「其身困窮して飢餓に迫りしより抛無く捨て子いたし候なり」と、貧窮のためにやむを得ずなされる選択として捉えている。また、捨て子の貰い手については、「家筋宜もの」は貰わないが「相応に片付きおり」とあり、捨て子たちの貰い手は下層の人々であったことや、捨て子の「片付」は、町にとって厄介な問題であったことも透けて見える。

育子院についての藩主の諮問の時期、また町奉行からの構想提出の時期は、構想を提出した町奉行の簡齋の在職時期から推測すると、天保 15 (1844) 年から弘化 3 (1846) 年の間と考えられる。この構想は市中の有志の寄付を募る計画であったが、簡齋の転役と資金調達の困難から実現には至らなかった(渡部 1979)。

おわりに

今までみてきたように、捨て子の救済は、生類憐み令以降、基本的には町・村による救済という形での解決がはかられ、捨て子が発見された場合、多くは町や村にその対応が委ねられた。また間引き教諭書では、子どものいのちへの人々の認識の高まりと呼応する形で、墮胎・間引き、捨て子はいずれも悪であるが、墮胎・間引きよりは、捨て子という選択の方が、罪が軽いと説く。しかし 19 世紀半ばには、町・村での処理や対応が困難になるなか、津山の育子院のような構想も登場してくる。

さて明治初年の産育政策は、墮胎・間引き、捨て子に対する取り締まりと保護から出発する。明治初年の規定のなかに墮胎・間引きの禁止や捨て子の救済についての項目のある県は、宮城、秋田、岩手、千葉、埼玉、神奈川、山梨、愛知、京都、兵庫、岡山、宮崎、長崎など数多くある。これらは、共同体による取り締まりと救済という面で、近世から連続する性格を持っていた(沢山 2013)。

例えば明治 3 (1870) 年、仙台、一関の二藩、登別、胆沢、江刺、盛岡の四県所管員会議の際に制定された「育子法」では、「墮胎捨子等の悪事致候者は人を殺すと同罪に付、屹度厳科に処せらるべく候」と定められた。また取り締まりだけでは、風俗にまでなった「子を殺し或は墮胎する」状況は防げないとして「知事以下官員」から育子金を集め、文字通り「育子」のために「生子」があればまず、金貳分をあたえ、あとは、一カ月金一分ずつを三歳まで与えることが定められた。岩

手県では、明治 5 (1872) 年 9 月に「生児を陰殺墮胎等すべからざるの件」を達し、さらに翌 6 年 4 月には、その違反者の訴出を奨励し、生活が苦しく養育不能な者は救済すること、また棄児養育料の件を管内に徹底するよう達している。

こうした各県レベルの「育児規則」による墮胎・間引き、捨て子取り締まりや育児救済は、明治 5 (1872) 年の木更津県、明治 6 (1873) 年の千葉県などにもみられる(吉田 1960)。近代初頭の墮胎・間引き、捨て子の禁止と子どもの保護は、村落共同体の動揺が問題となっていた地方の各府県で、近世末の墮胎・間引き禁止政策を継承するものとして取り組まれたのであった。

岡山県邑久郡でも、地域の人々による墮胎・間引き、捨て子をめぐる議論がなされている。明治 4 (1871) 年 7 月 4 日の廃藩置県の前、明治 2 (1869) 年の「墮胎圧殺禁止衆議書」と「興文館棄児院衆議書」という村々の代表者による議論の記録によれば、墮胎・間引き禁止と人口増のための様々な方策が議論され、捨て子院が必要であるとする意見も出されている。79 ヶ村の衆議では、貧窮多子、第三子以下全ての子どもへの手当、墮胎圧殺違反者への処罰、妊娠・出産の届出制度の拡充などと並んで、捨て子院の設置という意見が出されている(近藤 2020)。捨て子院は、棄児院、捨て子館、捨て子院、捨て子役所、棄児院、助育所、捨て子軒、子ども養育場所、子育館、子捨場、子産館など様々な名称で提案され、乳持ちの者、乳母に育てさせるという具体的な方策も挙げられている。その後、こうした議論は、上道郡、岡山城下でもなされていくが、たとえば上道郡の議論では、牧牛場を開き、牛乳を育児に充てるといった案も出されている⁽²⁾。

これらの議論では、散田(荒廃田)を起こすには、多くの人が必要になるが、そのために墮胎圧殺を防ぎ、棄児院をつくるのだというように、人口増加、墮胎圧殺の禁止、棄児院の必要性が関連づけられていることに注目する必要がある。

近世社会にあつては、幕府、そして藩の多くは、捨て子の原因となる生活の困窮に対する救済策は何らとらず、捨て子院のような社会的救済施設も設けられないなかで、町や村がそうした救済機能を果たせなくなるなかで、近世末から近代初頭の近世から近代への転換期に公的な捨て子院の構想が出始める。そこでは、捨て子の救済のためには乳が何よりも必要と考えられたこと、また捨て子院は、墮胎・間引きを禁止し人口増加を図るうえで有効と考えられていたことに注目しておきたい。こうした地域での動きが、近代以降の人口増加と、どのように結びついて行くのかは、興味深い課題である。

注

- (1) 山住・中江編『子育ての書3』所収の「捨子教戒の謠」は、都立中央図書館所蔵本を底本とするが、本文のみを収録しているため、ここでは、杏雨書屋所蔵の「乾々文庫 乾々-1136」の全文を参照した。
- (2) 「墮胎圧殺禁止衆議書」「興文館棄児院衆議書」、岡山城下についての「墮胎圧殺案 議答」(明治4年)は、岡山県立記録資料館蔵、明治前期岡山県吏野崎家資料、上道郡については岡山市立図書館藤原文庫、岡山城下についての「墮胎圧殺案 議答」(明治4年)は、岡山県立記録資料館蔵。

引用文献

- 石井良助編, 1959, 『近世法制史料叢書 第一』, 創文社。
- 岩淵令治, 2004, 『江戸武家地の研究』, 塙書房。
- 氏家幹人, 1988, 『江戸藩邸物語 戦場から街角へ』, 中公新書。
- 碓井隆次, 1957, 「徳川時代の捨子禁令(上)―近世以降の児童問題」, 『社会問題研究』, 7巻3号, 10月, 大阪府立大学社会福祉学部, 1-16ページ。
- 倉地克直, 2008, 『全集 日本の歴史 11 徳川社会のゆらぎ』, 小学館。
- 近藤萌美, 2021, 「岡山藩議員開設前における邑久郡議事院―明治二年「墮胎圧殺禁止衆議書」の分析を中心に―」, 『岡山県立記録資料館 紀要』, 第16号, 3月, 29-46ページ。
- 坂本忠久, 2021, 『近世江戸の行政と法の世界』, 塙書房。
- 沢山美果子, 2005, 『性と生殖の近世』, 勁草書房。
- 沢山美果子, 2006, 「墮胎・間引きから捨て子まで」, 落合恵美子編『徳川日本のライフコース―歴史人口学との対話―』, ミネルヴァ書房, 29-59ページ。
- 沢山美果子, 2008, 『江戸の捨て子たち その肖像』, 吉川弘文館。
- 沢山美果子, 2013, 『近代家族と子育て』, 吉川弘文館。
- 沢山美果子, 2017, 『江戸の乳と子ども いのちをつなぐ』, 吉川弘文館。
- 菅原憲二, 1985, 「近世京都の町と捨子」, 『歴史評論』, 422号, 6月, 34-60ページ。
- 菅原憲二, 1994, 「老人と子供」, 『岩波講座 日本通史 第13巻 近世3』, 岩波書店, 321-337ページ。
- 関山直太郎, 1955, 『近世日本の人口構造』, 吉川弘文館。

- 仙台市史編さん委員会編, 2003, 『仙台市史 通史 編四 近世二』, 仙台市。
- 高橋梵仙, 1955, 『日本人口史之研究 第二』, 日本学術刊行会。
- 塚本学, 1983, 『生類をめぐる政治』, 平凡社。
- 東京都編, 1994, 『南伝馬町名主高野家 日記言上之控』, 東京都。
- 東北大学法学部法政資料調査室, 1996, 研究資料26『赤子養育方留 全』, 東北大学法学部法政資料調査室。
- 三木えり子, 2002, 「近世後期小野藩における捨子と地域社会」, 『歴史と神戸』, 41巻3号, 神戸史学会, 2-16ページ。
- 宮城県大郷町編, 1986, 「宮城県大郷町史料集―大郷町史 史料編3―」, 宮城県大郷町。
- 妻鹿淳子, 1995, 『犯科帳のなかの女たち』, 平凡社。
- 山住正巳・中江和恵編, 1976, 『子育ての書3』, 東洋文庫297, 平凡社。
- 吉田伸之, 2015, 「都市 江戸に生きる シリーズ 日本近世史④」, 岩波新書。
- 吉田久一, 1960, 『日本の救貧制度』, 勁草書房。
- 渡部武, 1979, 『津山城下町』, 広陽本社。